# 令和９年度
# 償却資産（固定資産税）申告の手引き

町税につきましては、平素より格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産（事業用資産）についても課税の対象となります。償却資産を所有されている方は、毎年賦課期日（１月１日）現在所有している償却資産について申告していただくことになります。（地方税法第 383 条＜固定資産の申告＞）

つきましては、この「申告の手引き」を参照し、申告書等を作成のうえ、ご提出いただきますようお願いいたします。

１　申告期間　　**令和９年１月４日（月）～２月１日（月）**

※ 例年、申告期限近くになりますと、窓口が大変混雑いたしますので、令和９年１月２２日（金）頃までにご提出いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

２　お知らせ

・マイナンバー（個人番号・法人番号）の記載が必要になります。
・eLTAX（エルタックス）でも申告ができます。詳しくは、裏面の「eLTAX ご利用の案内」をご覧ください。
・時津町のホームページから「申告の手引き」「償却資産申告書」等をダウンロードできます。
→ **https://www.town.togitsu.nagasaki.jp**

時津町　償却資産

３　申告書の提出及び問い合わせ先

**時津町役場　税務課　固定資産税係（償却資産担当）**

住　所：〒851-2198　長崎県西彼杵郡時津町浦郷 274 番地 1
電　話：095-882-2211（代表）　095-865-6096（直通）

※ 郵送で申告される方で、申告書の控えが必要なときは、返信用封筒及び切手を必ず同封してください。



# 時　津　町

# eLTAX ご利用の案内

時津町では、地方税の電子申告「eLTAX（エルタックス）」がご利用いただけます。
eLTAX のご利用により、これまで郵送や窓口で提出していた申告書等を、職場のパソコンで作成し、提出することができます。

## ● eLTAX（エルタックス）とは？

地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続きをインターネットを利用して電子的に行うシステムです。

## ● eLTAXのメリットは？

- インターネットを利用するため、自宅や職場などから手続きを行うことができます。
- 複数の地方公共団体への申告が、1つの窓口（ポータルセンタ）へのデータ送信で済みます。ポータルセンタが受付処理を行い、申告データ等から提出先を判断してそれぞれの地方公共団体へ送信します。
- eLTAX 用の無償ソフト「PCdesk」や市販の税務・会計ソフト（eLTAX 対応ソフトに限る）で申告書が簡単に作成できます。

## ● 時津町で利用できる税目は？

- **固定資産税（償却資産申告書）**
- 個人町県民税（給与支払報告書・総括表・特別徴収に係る届出書）
- 法人町民税（法人町民税の申告書・法人町民税に係る異動届出書）

## ● eLTAXご利用の手順

1. 電子証明書を取得してください。
2. eLTAX ホームページにアクセスし、必要事項を届け出て、利用者IDを取得してください。
3. 利用者ID取得後、eLTAX ホームページにアクセスし、電子申告データの作成に必要となるPCdesk（利用者用ソフト）をダウンロードしてください。
   ※ 詳しくは、eLTAX のホームページ https://www.eltax.lta.go.jp にてご確認ください。

【電話でのお問い合わせ先】
地方税共同機構　ヘルプデスク
電話：0570-081459
上記の電話番号でつながらない場合：03-5521-0019

# 令和9年度　償却資産(固定資産税）申告の手引き

## ≪　目　次　≫


**Ⅰ. 償却資産の申告について**　　ページ

１．申告していただく方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

２．償却資産の申告対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１～２

３．償却資産の取得価額について・・・・・・・・・・・・・・・・　３

４．国税との違い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３

５．非課税及び課税標準の特例等・・・・・・・・・・・・・・・・　３

６．実地調査のお願い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３

**Ⅱ. 償却資産の区分**

１．償却資産の種類　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４

２．家屋と償却資産の区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４～５

**Ⅲ. 償却資産申告の方法について**

１．申告の方法（電算処理によらない方）　・・・・・・・・・　５

２．企業電算処理により全資産申告をする方・・・・・・・・・　６

３．償却資産の評価と課税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６～７

４．申告書等の書き方及び記入例

（１）償却資産申告書（償却資産課税台帳）　・・・・・　７～９

（２）種類別明細書（増加資産・全資産用）　・・・・・・１０～１１

（３）種類別明細書（減少資産用）　・・・・・・・・・・１２～１３

５．番号法施行に伴う個人番号の本人確認について・・・・・　１４

# Ⅰ．償却資産の申告について

## 1．申告していただく方

工場や商店の経営、駐車場やアパートなどの貸し付けなど、事業を行っている会社や個人の方は、地方税法第 383 条の規定により、毎年１月１日（賦課期日）現在所有している償却資産について、申告していただくことになります。

償却資産を所有されている方は、**前年中の資産の増減がない場合でも、必ず申告をお願いします。**

なお、前年中に休業又は廃業し、時津町内に償却資産がなくなった場合は、申告書の備考欄にその旨を記入し、提出してください。

## 2．償却資産の申告対象

### (1) 申告の対象となるもの

ア　賦課期日時点で事業用資産として、税務会計上、減価償却の対象となるもの

イ　一時的な遊休状態や未稼働の状態にある資産でも、賦課期日時点で事業のために使用できるもの

ウ　建設仮勘定で経理されている資産、簿外資産及び償却済資産であっても賦課期日時点で事業のために使用しているもの

エ　大型特殊自動車や建設機械等の移動性の償却資産

オ　償却資産の修理、改良のために支出した費用のうち、資本的支出に該当する費用

→　支出した費用を、本体と区分して申告してください。

カ　賃借人等（テナント）施工の内装、造作、建築設備等

→ Ｐ４「家屋と償却資産の区分」参照

キ　企業の福利厚生施設（医療施設、食堂施設、寄宿舎、娯楽施設等）

ク　使用可能な期間が１年未満又は取得価額が１０万円未満の償却資産であっても、固定資産に関する帳簿等に計上されているもの

ケ　租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしているもの

※令和８年４月以降に取得した資産から「中小企業者等の少額減価償却資産の特例」の限度額が３０万円未満から４０万円未満に引き上げられられました。

コ　リース資産　※契約の内容により、申告者が異なります。

**リースに関する申告者について**

リース会計基準の変更に伴い、平成２０年４月１日以後に契約を締結する「所有権移転外ファイナンスリース取引」について、税務会計上は売買取引として扱われ、借り手側が減価償却を行うものとなる場合がありますが、固定資産税では、従来同様リース資産の貸し手側が法的な所有者とみなされます。

なお、貸し手側の取得価額が２０万円未満である場合は、申告対象外となります。

| リース契約の内容 | 資産を借りている人 | 資産を貸している人 |
|---|---|---|
| **＜通常の賃貸借契約によるリース資産＞**<br>賃貸期間が自由に選択できる、期間満了と同時に資産は回収、など。 | ×<br>（申告不要） | ○<br>**（資産の所在する市町村へ申告）** |
| **＜実際の売買にあたるようなリース資産＞**<br>所有権留保付割賦販売等、リース後に資産が使用者の所有物となるような場合。 | ○<br>**（自己の資産として申告が必要）** | ×<br>（申告不要） |

### (2) 申告対象とならないもの

ア　無形固定資産（鉱業権、漁業権、特許権、ソフトウェア等）
イ　自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの
ウ　棚卸資産（商品、貯蔵品等）
エ　非減価固定資産（書画、骨董等で希少価値を有し、代替性がないもの）
オ　繰延資産（開業費、試験研究費等）
カ　所有権移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産で取得価額が２０万円未満のもの
キ　使用可能な期間が１年未満または取得価額が１０万円未満の償却資産で、税務会計上、一時損金算入されたもの（少額償却資産）
ク　取得価額が２０万円未満の資産で、３年間で一括して均等償却を行うもの（一括償却資産）

## 個人の場合

| | 取得時期 | 取得価額 | 国税の取扱 | 固定資産税の取扱 |
|---|---|---|---|---|
| ア | 平成元年３月３１日までに取得 | １０万円未満 | 必要経費 | 申告対象外 |
| | | １０万円以上 | 減価償却 | **申告対象** |
| イ | 平成元年４月１日から<br>平成 10 年 12 月 31 日までに取得 | ２０万円未満 | 必要経費 | 申告対象外 |
| | | ２０万円以上 | 減価償却 | **申告対象** |
| ウ | 平成 11 年１月１日以降に取得 | １０万円未満 | 必要経費 | 申告対象外 |
| | | １０万円以上 | ３年間一括償却 | 申告対象外 |
| | | ２０万円未満 | 減価償却 | **申告対象** |
| | | ２０万円以上 | 減価償却 | **申告対象** |

## 法人の場合

| | 取得時期 | 取得価額 | 国税の取扱 | 固定資産税の取扱 |
|---|---|---|---|---|
| ア | 平成元年３月３１日までに取得 | １０万円未満 | 損金算入 | 申告対象外 |
| | | | 減価償却 | **申告対象** |
| | | １０万円以上 | 減価償却 | **申告対象** |
| イ | 平成元年４月１日から<br>平成 10 年 12 月 31 日までに取得 | ２０万円未満 | 損金算入 | 申告対象外 |
| | | | 減価償却 | **申告対象** |
| | | ２０万円以上 | 減価償却 | **申告対象** |
| ウ | 平成 11 年１月１日以降に取得 | １０万円未満 | 損金算入 | 申告対象外 |
| | | | ３年間一括償却 | 申告対象外 |
| | | | 減価償却 | **申告対象** |
| | | １０万円以上 | ３年間一括償却 | 申告対象外 |
| | | ２０万円未満 | 減価償却 | **申告対象** |
| | | ２０万円以上 | 減価償却 | **申告対象** |

※中小企業者等の少額減価償却資産の特例について
　法人税・所得税において「中小企業者等の少額減価償却資産の特例」を適用し、取得価額（３０万円未満／令和８年４月以降取得分は４０万円未満）の全額を損金（経費）算入した資産は、固定資産税（償却資産）の申告対象になります。必ず申告に含めて下さい。

## 3. 償却資産の取得価額について

償却資産の取得価額とは、その資産を取得するために通常支出すべき金額とされています。資産本体の価額のほか、引き取り運賃、荷役費、購入手数料、設計管理費、据付費等の付帯費用も含まれます。

なお、消費税を取得価額に含めて税務会計を行っている場合（税込経理方式）は、消費税を含めた取得価額で申告してください。

## 4. 国税との違い

| 項　目 | 国税の取り扱い | 固定資産税の取り扱い |
|---|---|---|
| 減価（償却）計算の期間 | 事業年度 | 暦年（賦課期日現在） |
| 減価（償却）の方法 | 建物以外の一般の資産は、定率法・定額法の選択制度 | 一般の資産は定率法<br>※ 減価率は、固定資産評価基準別表第 15 の定められたものを用います。 |
| 特別償却・割増償却 | 認められます | 認められません |
| 圧縮記帳の制度 | 認められます | 認められません |
| 前年中の新規取得資産 | 月割償却 | 半年償却（１／２） |
| 評価額の最低限度（償却可能限度額） | 備忘価額（１円）まで | 取得価額の 100 分の５ |
| 改良費（資本的支出） | 原則区分、一部合算も可 | 区分評価 |

## 5. 非課税及び課税標準の特例等

地方税法第 348 条及び同法附則第 14 条に定める資産については、非課税となります。

また、同法第 349 条の 3、同法附則第 15 条等に定める資産については、課税標準の特例措置が適用されます。該当する資産があると思われる場合は、お問い合わせください。（例：再生可能エネルギー発電設備　等）

## 6. 実地調査のお願い

申告書の内容を確認するため、地方税法第 353 条及び第 408 条の規定により、決算書や帳簿類を閲覧させていただく等、実地調査を行う場合があります。調査の際には、ご協力をお願いします。

# II. 償却資産の区分

## 1. 償却資産の種類

償却資産を種類ごとに例示すると、次の通りです。

| 資産の種類 | | 資産の具体例（主なものを例示） |
|---|---|---|
| 1 | 構築物 | 【構築物】舗装路面、庭園、門･塀･緑化施設等の外構工事、広告塔、プレハブ等、その他土地に定着した土木設備等<br><br>【建物附属設備】受･変電設備、予備電源装置、建物附属設備、内装･造作等<br>※家屋として評価するものと、償却資産として評価するものとに区分されます。<br>（本ページ「家屋と償却資産の区分」を参照ください。） |
| 2 | 機械及び装置 | 各種製造設備等の機械装置、クレーン等建設機械、農業用機械装置、 駐車場の機械装置等 |
| 3 | 船舶 | 一般船舶、作業船、漁船、遊漁船、ボート等 |
| 4 | 航空機 | 飛行機、ヘリコプター、グライダー等 |
| 5 | 車両及び運搬具 | 大型特殊自動車（分類番号が「0、00～09 及び 000～099」、「9、90～99 及び 900～999」の車両）、構内運搬車、貨車、客車等<br>※自動車税･軽自動車税の課税対象となる資産は対象となりません。 |
| 6 | 工具・器具及び備品 | 測定･検査工具、医療機器、厨房用機器、理･美容機器、自動販売機、エアコン、家具、カーテン、陳列ケース、広告看板、パソコン、電話機、生物（観賞用、興業用に供する生物に限る）机･椅子、ロッカー、事務用機器等 |

※ 種類別明細書の「資産の種類」欄には、各資産に対応する１から６までの数字を記載してください。

## 2. 家屋と償却資産の区分

家屋（建物）には、電気設備等の建築設備が取り付けられていますが、固定資産税では、それらを家屋と償却資産に区分して評価しています。家屋と設備の所有者が同じ場合は、独立した機器としての性格が強いものや特定の生産又は業務の用に供されるもの等が、賃借人（テナント）等が家屋を利用している場合には、取り付けた内装・造作及び建築設備等が、償却資産となります。

**＜家屋と償却資産の区分表＞**

| 設備の区分 | 償却資産となる可能性のあるもの | 家屋に含めるもの |
|---|---|---|
| 内装･造作 | 賃借人等が施工したもの（「家屋に含めるもの」に記載された設備等も含む。） | 所有者が施工したもの |
| 電気設備 | ･ネオンサイン<br>･家屋と分離している屋外照明設備<br>･電話機、電話交換機<br>･インターホン機器<br>･発電設備 | ･蛍光灯用器具、白熱灯用器具<br>･電灯コンセント配線設備<br>･電話配線設備<br>･インターホン配線設備 |
| 給排水設備 | ･屋外水道管、屋外配水管 | ･給水設備、排水設備 |
| ガス設備 | ･屋外の配管 | ･屋内の配管 |
| 衛生設備 | ･事業用流し類 | ･洗面器、便器等設備一式 |
| 空調設備 | ･ルームエアコン | ･家屋と一体となって設置された空調設備、冷暖房設備 |
| 給湯設備 | ･瞬間湯沸かし器、ボイラー | ･配管、ユニットバス等用給湯器 |

| | | |
|---|---|---|
| 防災設備 | ・屋外消火栓設備、避難器具 | ・消火栓設備、スプリンクラー設備 |
| 運搬設備 | ・工場用ベルトコンベアー | ・エレベーター、エスカレーター |
| 厨房設備 | ・調理機器、冷凍冷蔵庫 | |
| 外構工事 | ・門、舗装路面 | |
| その他 | ・広告塔、看板<br>・洗濯機、プレス機<br>・家屋としての三要件（外気分断性、土地定着性、用途性）を満たさない自転車置場、ゴミ置場、ボンベ置場等 | |

※一般的な区分の例示であり、必ずしもこの例示によらない場合があります。

# Ⅲ. 償却資産申告の方法について

## 1. 申告の方法（電算処理によらない方）

### (1) 今までに申告された方

| 申告の区分 | 償却資産申告書 | 種類別明細書 | | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| | | 増加資産・全資産用 | 減少資産用 | |
| 資産増減のない方 | ○ | × | × | 申告書の『18 備考』に「増減なし」と記入してください。 |
| 増加資産のある方 | ○ | ○ | × | 明細書に増加した資産を記入してください。 |
| 減少資産のある方 | ○ | × | ○ | 明細書に減少した資産を記入してください。 |
| 増加・減少資産の両方ある方 | ○ | ○ | ○ | 各明細書に、増加・減少した資産を記入してください。 |

### (2) はじめて申告をされる方

| 申告の区分 | 償却資産申告書 | 種類別明細書 増加資産・全資産用 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 申告する資産がある方 | ○ | ○ | 明細書に時津町内にある全資産を記入してください。 |
| 申告する資産がない方 | ○ | × | 申告書の『18 備考』に「該当資産なし」と記入してください。 |

### (3) その他

| 申告の区分 | 償却資産申告書 | 種類別明細書 | | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| | | 増加資産・全資産用 | 減少資産用 | |
| 廃業・転出された方 | ○ | × | × | 申告書の『18 備考』に「○年○月○日廃業」等と記入してください。 |

※ｅＬＴＡＸ（エルタックス）でも申告ができます。

## 2. 企業電算処理により全資産申告をする方

| 申 告 の 区 分 | 償却資産申告書 | 種 類 別 明 細 書<br>（増加資産･全資産用） |
|---|---|---|
| 企業電算処理により申告される方 | ○ | ○ |

### (1) 償却資産申告書（第 26 号様式）

・全国統一様式により、記載事項の全てを記載してください。

### (2) 種類別明細書（増加資産・全資産用）

・必ず全資産を申告してください。
・課税標準の特例が適用される場合、その特例率及び課税標準額を記載してください。
・評価額の最低限度額は、取得価額の５％に相当する額です。
・改良費のうち資本的支出として資産計上した場合は、本体部分と区別して申告してください。

### (3) eLTAX（エルタックス）でも申告ができます。

## 3. 償却資産の評価と課税

### (1) 課税標準額

時津町内における、賦課期日現在の評価額が課税標準額となります。ただし、特例の規定が適用される場合は、評価額に特例率を乗じた額が課税標準額となります。評価額の算出については、個々の資産の取得時期、取得価額及び耐用年数を基本として、資産を１件ごとに次の方法で計算し、算出します。

**・前年中（令和8年1月2日～令和9年１月１日）に取得のもの**

取得価額×（１－耐用年数に応じた減価率×1/2 ）＝ **評価額**

**・前年前（令和8年１月１日以前）に取得のもの**

前年度（令和８年度）の評価額×（１－耐用年数に応じた減価率）＝ **評価額**

※以後、毎年この方法により計算し、**取得価額の5%まで減価**します。
※減価率：耐用年数表（財務省令）に掲げられている耐用年数に応じて率が定められています。

**【減価残存率表】**

| 耐用年数 | 減価率 | 減価残存率 | | 耐用年数 | 減価率 | 減価残存率 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 前年中取得 | 前年前取得 | | | 前年中取得 | 前年前取得 |
| | r | 1－r/2 | 1－r | | r | 1－r/2 | 1－r |
| 2 | 0.684 | 0.658 | 0.316 | 14 | 0.152 | 0.924 | 0.848 |
| 3 | 0.536 | 0.732 | 0.464 | 15 | 0.142 | 0.929 | 0.858 |
| 4 | 0.438 | 0.781 | 0.562 | 16 | 0.134 | 0.933 | 0.866 |
| 5 | 0.369 | 0.815 | 0.631 | 17 | 0.127 | 0.936 | 0.873 |
| 6 | 0.319 | 0.840 | 0.681 | 18 | 0.120 | 0.940 | 0.880 |
| 7 | 0.280 | 0.860 | 0.720 | 19 | 0.114 | 0.943 | 0.886 |
| 8 | 0.250 | 0.875 | 0.750 | 20 | 0.109 | 0.945 | 0.891 |
| 9 | 0.226 | 0.887 | 0.774 | 21 | 0.104 | 0.948 | 0.896 |
| 10 | 0.206 | 0.897 | 0.794 | 22 | 0.099 | 0.950 | 0.901 |
| 11 | 0.189 | 0.905 | 0.811 | 23 | 0.095 | 0.952 | 0.905 |
| 12 | 0.175 | 0.912 | 0.825 | 24 | 0.092 | 0.954 | 0.908 |
| 13 | 0.162 | 0.919 | 0.838 | 25 | 0.088 | 0.956 | 0.912 |

※これは耐用年数表（財務省令）の耐用年数に応ずる減価率表に基づき作成した、固定資産税に係る減価残存率表です。

（例）取得価額 50 万円、取得年月令和８年９月、耐用年数３年（減価率 0.536）の資産の場合

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 令和　９　年度 | 500,000 円 ×（ 1 － 0.536 × 1/2 ） | ＝ | 366,000 円 | |
| 令和１０年度 | 366,000 円 ×（ 1 － 0.536 ） | ＝ | 169,824 円 | |
| 令和１１年度 | 169,824 円 ×（ 1 － 0.536 ） | ＝ | 78,798 円 | |
| 令和１２年度 | 78,798 円 ×（ 1 － 0.536 ） | ＝ | 36,562 円 | |
| 令和１３年度 | 36,562 円 ×（ 1 － 0.536 ） | ＝ | 16,964 円 | < 25,000 円 |

※ 令和１３年度で算出額が取得価額の５％（25,000 円）より小さくなりますので、それ以降事業のために使用される間は 25,000 円で評価されます。

### (2) 税額の計算方法

税額は**課税標準額×1．4%(税率)**で求めます。

### (3) 免税点

時津町内における課税標準額の合計額が１８０万円未満の場合は課税されません。

### (4) 価額の決定

償却資産の価額等は、３月３１日までに決定して償却資産課税台帳に登録し、その旨を公示します。この価格に不服のある方は、公示の日から納税通知書の交付を受けた後３か月までの間、審査の申し出をすることができます。

## 4. 申告書等の書き方及び記入例

### (1) 償却資産申告書(償却資産課税台帳）→ 記入例－1

**①「3 個人番号又は法人番号」**

個人の方は１２桁の個人番号を、法人の場合は１３桁の法人番号を右詰めで記載してください。

**②「8 短縮耐用年数の承認」～「12 特別償却又は圧縮記帳」**

該当資産の有無のいずれかを○で囲んでください。ただし、固定資産税では特別償却又は圧縮記帳は認められません。

**③「15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地」**

所在地を記載してください。また、２以上の事業所等資産の所在地がある場合にはそれぞれの所在地名を記載し、主たる所在地の番号を○で囲んでください。

**④「16 借用資産(有・無)」**

借用資産（いわゆるリース資産）の有無について該当する方を○で囲んでください。なお（有）の場合には貸主の名称等（リース業者の住所・氏名等）を記載してください。

**⑤「17 事業所用家屋の所有区分」**

該当する方を○で囲んでください。

**⑥「18 備考(添付書類等)」**

次のような事項を記載してください。

ア　納税管理人を定めている場合はその者の住所・氏名

イ　非課税・課税免除に該当する資産がある場合は、その旨の表示、ならびにそれぞれの取得価額の合計額

ウ　はじめて申告される方で、該当する資産がない場合は「該当資産なし」と記載してください。

エ　増減資産がない場合は「増減資産なし」と記載してください。

オ　その他参考となる事項

（例：取得日が１月１日の資産がある場合はその旨記載してください。）

**⑦「評価額(ホ)、決定価額(ヘ)、課税標準額(ト)」**

記載を要しません。

ただし、企業独自の電算処理による全資産申告を行う場合は、記載してください。

# 記入例－1

受付印

令和 9 年 1 月 12 日

時津町長　　殿

**令和 9 年度**

## 償却資産申告書（償却資産課税台帳）

※ 所有者コード

記載不要

**所有者**

（ふりがな）
1 住所（又は納税通知書送達先）

ながさきけんにしそのぎぐんとぎつちょううらごう
〒851－2105　長崎県西彼杵郡時津町浦郷274番地1　①

（電話 095-882-2211 ）

（ふりがな）
2 氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

とぎつかぶしきがいしゃ　だいひょうとりしまりやく　とぎついちろう
時津株式会社　代表取締役　時津一郎

（屋号　　）

| | | |
|---|---|---|
| 3 個人番号又は法人番号 | 8 8 2 2 2 1 1 0 0 0 0 0 0 | |
| 4 事業種目（資本金等の額） | 土木工事費 （ 100 ）百万円 | |
| 5 事業開始年月 | 平成 11 年 3 月 | |
| 6 この申告に応答する者の係及び氏名 | 経理係　時津二郎（電話 882－2211） | |
| 7 税理士等の氏名 | 甲野　乙郎（電話 882－0000） | |
| 8 短縮耐用年数の承認 | | 有・(無) |
| 9 増加償却の届出 | | 有・(無) |
| 10 非課税該当資産 | | 有・(無) |
| 11 課税標準の特例 | | 有・(無) |
| 12 特別償却又は圧縮記帳 | | 有・(無) |
| 13 税務会計上の償却方法 | | (定率法)・定額法 |
| 14 青色申告 | | (有)・無 |
| ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊ | | |

②

| 資産の種類 | | 取得価額 前年前に取得したもの（イ） | 前年中に減少したもの（ロ） | 前年中に取得したもの（ハ） | 計（（イ）－（ロ）＋（ハ））（ニ） |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 構築物 | 17,500,000 | 1,200,000 | 1,800,000 | 18,100,000 |
| 2 | 機械及び装置 | 151,320,000 | 7,800,000 | 12,851,200 | 156,371,200 |
| 3 | 船舶 | | | | 0 |
| 4 | 航空機 | | | | 0 |
| 5 | 車両及び運搬具 | 8,760,000 | | | 8,760,000 |
| 6 | 工具、器具及び備品 | 9,160,000 | 1,270,000 | 4,049,000 | 11,939,000 |
| 7 | 合計 | 186,740,000 | 10,270,000 | 18,700,200 | 195,170,200 |

15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地

① 時津町浦郷274番地1
② 時津町元村郷472番地2
③

③

16 借用資産（(有)・無）

貸主の名称等
時津町元村郷429番地2
時津リース（株）

④

| 資産の種類 | | 評価額（ホ） | ※決定価格（ヘ） | ※課税標準額（ト） |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 構築物 | | ⑦ | |
| 2 | 機械及び装置 | | | |
| 3 | 船舶 | | | |
| 4 | 航空機 | | | |
| 5 | 車両及び運搬具 | | | |
| 6 | 工具、器具及び備品 | | | |
| 7 | 合計 | 0 | 0 | 0 |

17 事業所用家屋の所有区分　(自己所有)・借家

⑤

18 備考（添付書類等）

⑥

## (2) 種類別明細書(増加資産・全資産用) → 記入例－2

### ①「資産の種類」

「1 構築物」、「2 機械及び装置」、「3 船舶」、「4 航空機」、「5 車両及び運搬具」、「6 工具、器具及び備品」の資産の種類に対応する１から６までの数字を記載してください。

### ②「数量」

資産の数量を記載してください。一式の場合は１と記載してください。

### ③「取得年月(年号、年、月)」

資産を実際に取得した年月を記載してください。なお、年号については、それぞれの年号に対応する数字（５：令和、４：平成、３：昭和）を記載してください。

### ④「取得価額」

当該資産の取得価額を記載してください。なお、「取得価額」とは、その資産を取得するために通常支出すべき金額とされています。資産本体の価額のほか、引き取り運賃、荷役費、購入手数料、設計管理費、据付費等の付帯費用も含まれます。なお、消費税を取得価額に含まれて税務会計を行っている場合（税込経理方式）は、消費税を含めた取得価額で申告してください。

ア また、法人税法及び所得税法の規定による、いわゆる圧縮記帳については、償却資産の評価上認められておりませんので、当該圧縮額を含めた実際の取得価額を記載してください。

イ 改良費は新たな資産の取得とみなしますので、改良を加えた資産とは別に、その改良費を記載してください。

### ⑤「耐用年数」

資産に対応する耐用年数を記載してください。

### ⑥「増加事由」

資産が増加したことについて、「1 新品取得」、「2 中古品取得」、「3 移動による受入れ」、「4 その他」のうち、該当する増加事由の番号を〇で囲んでください。

### ⑦「枚数」

今回申告の種類別明細書（増加資産・全資産用）の枚数及び頁数を記載してください。

### ⑧「摘要」

当該資産について次のような事項を記載してください。

ア 建物及び建物附属設備からの申告分は、その旨の表示

イ 非課税・課税免除に該当する資産、課税標準の特例が適用される資産は、その旨の表示

ウ 令和８年１月１日以前に取得した資産で申告もれ等があった資産は、その旨の表示

エ 町外から移動してきた資産は、「〇〇年〇月、××市より」と表示

※申告もれで、耐用年数改正に該当する資産の場合は、以下のように記入してください。

・耐用年数欄：改正後の耐用年数を記入

・摘　要　欄：「申告もれ」、「旧耐用年数〇年」と記入

# 記入例－２

令和 9 年度

## 種類別明細書（増加資産・全資産用）

| 所有者コード | | 所有者名 | 1 | 枚のうち |
|---|---|---|---|---|
| 記載不要 | | 時津(株) | 1 | 枚目 |

| 行番号 | ①資産の種類 | 資産コード | 資産の名称等 | ②数量 | ③取得年月 年号 | 年 | 月 | ④取得価額(イ) | ⑤耐用年数 | (ロ)減価償却残存率 | (ハ)価額 | 課税標準の特例 率 | 課税標準の特例 ｺｰﾄﾞ | 課税標準額 | ⑥増加事由 | ⑧摘要 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 01 | 2 | | パワーショベル | 1 | 5 | 4 | 2 | 5,800,000 | 5 | | | | | | ①・2 3・4 | |
| 02 | 2 | | 破砕機 | 1 | 5 | 4 | 12 | 180,000 | 7 | | | | | | ①・2 3・4 | |
| 03 | 2 | | コンプレッサー | 1 | 5 | 4 | 4 | 5,700,000 | 10 | | | | | | ①・2 3・4 | |
| 04 | 2 | | 自動車製造設備 | 1 | 5 | 4 | 8 | 1,171,200 | 9 | | | | | | 1・2 ③・4 | R5年8月××市より |
| 05 | 6 | | パソコン | 1 | 5 | 4 | 5 | 130,000 | 4 | | | | | | ①・2 3・4 | |
| 06 | 6 | | 複写機 | 1 | 5 | 4 | 7 | 270,000 | 5 | | | | | | 1 ②・3・4 | 中古 |
| 07 | 6 | | 検査工具 | 1 | 5 | 4 | 3 | 3,000,000 | 5 | | | | | | 1 ②・3・4 | 中古 |
| 08 | 6 | | 応接セット | 1 | 5 | 4 | 10 | 649,000 | 5 | | | | | | ①・2 3・4 | |
| 09 | 1 | | 自動車製造設備 | 1 | 4 | 19 | 10 | 1,800,000 | 9 | | | | | | 1・2 ③・4 | 申告もれ 旧耐用年数10年 |
| 10 | | | | | | | | | | | | | | | 1・2 3・4 | |
| 11 | | | | | | | | | | | | | | | 1・2 3・4 | |
| 12 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 13 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 14 | | | | | | | | | | | | | | | 1・2 | |
| 15 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 16 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 17 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 18 | | | | | | | | | | | | | | | 3・4 | |
| | | | 小計 | 9 | | | | 18,700,200 | | | 0 | | | 0 | | |

記入不要

記入不要

町外からの受け入れに伴う、増加資産

申告もれで今年度申告し、耐用年数改正に該当する増加資産

改正後の耐用年数を記入

申告もれと、旧耐用年数を記入

**〈取得年月〉**

年号は「令和」に取得したものは「5」、「平成」に取得したものは「4」、「昭和」に取得したものは「3」となります。
年月は資産を取得した年月を記載してください。ただし、1月1日に取得した場合は、その前年の１２月を取得年月としてください。

注意 「増加事由」の欄は、 1新品取得、 2中古品取得、 3移動による受入れ、 4その他のいずれかに○印を付けてください。

### (3) 種類別明細書(減少資産用)→ 記入例－3

#### ①「資産の種類」

「1 構築物」、「2 機械及び装置」、「3 船舶」、「4 航空機」、「5 車両及び運搬具」、「6 工具、器具及び備品」の資産の種類に対応する１から６までの数字を記載してください。

#### ②「抹消コード」

前年中に減少した資産の資産コードを必ず記載してください。資産コードは、今回参考資料として送付した償却資産細目一覧表の資産番号欄に記載されている番号です。

#### ③「数量」

前年中に減少した資産の数量を記載してください。一式の場合は１と記載してください。

#### ④「取得年月(年号、年、月)」

前年中に減少した資産を取得した年月を記載してください。なお、年号については、それぞれの年号に対応する数字（５ 令和、４ 平成、３ 昭和）を記載してください。

#### ⑤「取得価額」

前年中に減少した資産の取得価額を記載してください。なお、資産の一部が減少した場合は、当該資産の減少した部分に対応する取得価額を記載してください。

#### ⑥「耐用年数」

当該資産の耐用年数を記載してください。

#### ⑦「減少の事由及び区分」

当該償却資産が減少した事由と、その区分について該当するものの番号をそれぞれ○で囲んでください。

#### ⑧「摘要」

当該資産について次のような事項を記載してください。

ア 当該資産が減少した事由のうち、「3 移動」についてはその受入先を、「4 その他」については減少の事由等を簡略に記載してください。

イ 減少の区分が「2 一部」に該当する場合は次の例のように記載してください。

（例）当初取得価額６４万円（数量２）のうち３２万円（数量１）分減少

ウ その他当該資産が減少したことについて必要な事項を適宜記載してください。

#### ⑨「枚数」

今回申告の種類別明細書（減少資産用）の枚数及び頁数を記載してください。

# 記入例－３

令和 9 年度

## 種類別明細書（減少資産用）

| 所有者コード | |
|---|---|
| 記載不要 | |

| 所有者名 | 1 | 枚のうち |
|---|---|---|
| 時津（株） | 1 | 枚　目 |

①

②

| 行番号 | 資産の種類 | 抹消コード | 資産の名称等 | ③ 数量 | ④ 取得年月 年号 | 年 | 月 | ⑤ 取得価額 | ⑥ 耐用年数 | 申告年度 | ⑦ 減少の事由及び区分 1 売却 2 減失 3 移動 4 その他 | 1 全部 2 一部 | ⑧ 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 01 | 1 | 6 | アスファルト舗装 | 1 | 3 | 63 | 3 | 1,200,000 | 10 | | 1・(2)・3・4 | (1)・2 | |
| 02 | 2 | 10 | 複写機 | 1 | 4 | 19 | 11 | 300,000 | 5 | | (1)・2・3・4 | (1)・2 | |
| 03 | 6 | 15 | 検査工具 | 1 | 5 | 1 | 6 | 950,000 | 10 | | 1・2・(3)・4 | (1)・2 | R5年10月　××市へ |
| 04 | 6 | 31 | 複写機 | 1 | 4 | 10 | 1 | 320,000 | 5 | | (1)・2・3・4 | 1・(2) | 当初取得額64万円（数量2）のうち32万円（数量1）分減少 |
| 05 | 2 | 18 | 自動車製造設備 | 1 | 4 | 17 | 10 | 7,500,000 | 9 | | (1)・2・3・4 | 1・(2) | 当初取得額1，500万円(数量2)のうち750万円(数量1)分減少 |
| 06 | | | | | | | | | | | 1・2・3・4 | 1・2 | |
| 07 | | | | | | | | | | | 1・2・3・4 | 1・2 | |
| 08 | | | | | | | | | | | 1・2・3・4 | 1・2 | |
| 09 | | | | | | | | | | | 1・2・3・4 | 1・2 | |
| 10 | | | | | | | | | | | 1・2・3・4 | 1・2 | |
| 11 | | | | | | | | | | | 1・2・3・4 | 1・2 | |
| 12 | | | | | | | | | | | 1・2・3・4 | 1・2 | |
| 13 | | | | | | | | | | | 1・2・3・4 | 1・2 | |
| 14 | | | | | | | | | | | 1・2・3・4 | 1・2 | |
| 15 | | | | | | | | | | | 1・2・3・4 | 1・2 | |
| 16 | | | | | | | | | | | 1・2・3・4 | 1・2 | |
| 17 | | | | | | | | | | | 1・2・3・4 | 1・2 | |
| 18 | | | | | | | | | | | 1・2・3・4 | 1・2 | |
| | | | 小　計 | 5 | | | | 10,270,000 | | | | | |

一部減少した場合は内容を記入

## 5. 番号法施行に伴う個人番号の本人確認について

### （１）平成２８年１月から、償却資産申告書の様式にマイナンバーを記載するようになっています。

個人の方は１２桁の個人番号を、法人につきましては１３桁の法人番号を、所定の記入欄に右詰めで記載してください。共有名義で償却資産を所有されている場合は、記載不要です。

### （２）本人確認資料の添付について

個人番号を記載した申告書をご提出いただく場合、マイナンバー法に定める本人確認（番号確認、身元確認及び代理権確認）を実施させていただきます。

マイナンバーを記載した申告書を提出する際は、以下のものを忘れずにご持参または添付ください。なお、電子申告の場合については、本人確認資料等は不要となります。

#### ① 事業主（償却資産所有者）本人が申告書を提出する場合

| 届出方法 | 番号確認資料（どれかひとつ） | 身元確認資料（どれかひとつ） |
|---|---|---|
| 窓口来庁<br>郵　　送 | ・マイナンバーカード（個人番号カード）<br>・通知カード<br>・個人番号が記載された住民票 | ・マイナンバーカード（個人番号カード）<br>・運転免許証<br>・パスポート　　等 |
| | ※窓口来庁の際には原本提示を、郵送の際には写し（コピー）を添付してください。 | |
| 電子申告<br>（eLTAX） | 電子証明書等により本人確認を行うため、本人確認資料は不要です。 | |

#### ② 代理人が申告書を提出する場合

| 届出方法 | 所有者本人の番号確認資料（どれかひとつ） | 代理人の身元確認資料（どれかひとつ） | 代理権確認資料（どれかひとつ） |
|---|---|---|---|
| 窓口来庁<br>郵　　送 | ・本人のマイナンバーカード（個人番号カード）<br>・本人の通知カード<br>・個人番号が記載された住民票（本人のもの）<br>※窓口来庁、郵送とも写し（コピー）を添付ください。 | ・代理人の運転免許証<br>・代理人の税理士証票<br>等<br>※窓口来庁の際には原本提示を、郵送の際には写し（コピー）を添付ください。 | ・税務代理権限証書<br>・委任状<br>等<br>※写し（コピー）ではなく原本の提示をお願いします。 |
| 電子申告<br>（eLTAX） | 電子証明書等により本人確認を行うため、本人確認資料は不要です。 | | |

※本人確認資料の例は、**償却資産申告の際**に適用される書類となっており、税分野以外でマイナンバーを提出する場合の本人確認書類とは異なる場合がありますので、ご注意ください。

**※本人確認資料の不備等により本人確認ができない場合は、申告書への個人番号の記載はないものとして受理しますので、予めご了承ください。**（マイナンバーに、記載漏れや確認資料の不備であっても、申告書は有効なものとして受理いたします。）